



2023年1月26日

各位

インフラファンド発行者名
エネクス・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 松塚 啓一
(コード番号 9286)

管理会社名
エネクス・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 松塚 啓一
問合せ先 取締役兼財務経理部長 進 裕二
TEL: 03-4233-8330

グリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

エネクス・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2023年1月26日（木）開催の本投資法人役員会において、グリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. グリーンエクイティ・ファイナンスの取組を行う目的及び背景

本投資法人は、その基本理念として、二酸化炭素（CO2）をほとんど排出しない地球にやさしい再生可能エネルギーの普及・拡大を通じて、地球環境への貢献と持続可能な社会の実現を目指すことを掲げています。本投資法人及びエネクスグループ（注1）は、上記の基本理念に基づき、環境（Environment）、社会（Social）及びガバナンス（Governance）の3つの分野（以下「ESG」と総称します。）への各種の取組みを継続的に実施しています。また、本投資法人の取得済資産（本投資法人が本日現在保有する9物件をいいます。）及び取得予定資産（下記「<ご参考>3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に定義します。）は全て再生可能エネルギー発電設備等（注2）であり、投資方針においても、主として再生可能エネルギー発電設備等の特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）への投資を規定していることから、その保有資産について将来にわたりグリーン適格ポートフォリオ（注3）としての性質を維持することができる見込みです。再生可能エネルギー発電設備等は、ライフサイクルCO2排出量（注4）が化石燃料を用いた電源と比べて圧倒的に低く、日本の電源構成において重要な役割を担うことが期待されています。

本投資法人は、上記の背景を踏まえて、投資口の発行を含む、持続可能なグリーンプロジェクトに係る資金調達の実施のために、現在資本市場において幅広く認知されているESG投資（注5）に関連する基準及びガイドライン等である「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021年版」（注6）、「グリーンボンドガイドライン（Green Bond Guidelines）2022年版」（注7）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021年版」（注8）、並びに「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」（注9）（以下、これらの原則・ガイドラインを総称して「グリーンボンド原則等」といいます。）で定められる4つの核となる要素（1. 調達資金の用途、

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング) を参照し、グリーンファイナンス・フレームワーク(注10)(以下「本グリーンファイナンス・フレームワーク」又は「本フレームワーク」といいます。)を改定しています。なお、投資口の募集を含む資本性資金調達(エクイティ・ファイナンス)については、グリーン性等の評価に関する原則・指針がないものの、債券や借入金におけるグリーン性等の評価の指針であるグリーンボンド原則等を参照し、上記4要素とその枠組みを定め、エクイティ・ファイナンスも本グリーンファイナンス・フレームワークの対象にしました。

なお、本投資法人は、2020年11月10日付で改定前の本グリーンファイナンス・フレームワーク(注11)が前述の4つの核となる要素に対し、適合していることを確認するために、第三者評価機関である株式会社日本格付研究所(注12)(以下「JCR」といいます。)に評価を依頼し、グリーンボンド原則等が示す外部レビューとして、JCRより「格付」(以下「第三者評価」といいます。)(注13)(注14)(注15)を取得しました。そして、本投資法人は、本日付で、改定後の本グリーンファイナンス・フレームワークが前述の4つの核となる要素に適合していることを確認するため、JCRにレビューを依頼し、上記評価が維持されていることを確認しました(注16)。

本投資法人は、第三者評価を取得した本グリーンファイナンス・フレームワークに則り、本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)を発行します(かかる本グリーンファイナンス・フレームワークに則って発行される本投資口を「グリーンエクイティ」と名付け、以下かかる呼称で表すことがあります。)

本投資法人は、多数のESG投資家に対して投資機会の提供を行い、機関投資家層の拡大を企図し、投資家層の拡大を通じた本投資口の流動性及び本投資法人の時価総額の向上による投資主価値の向上を目指すことが可能となるものと考え、今般、本グリーンファイナンス・フレームワークに基づき、一般募集及び本第三者割当(下記「<ご参考>1. オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。)により、グリーンエクイティとしての新投資口の発行を行うものです。

また、一般募集及び本第三者割当は、新たな特定資産の取得による資産規模の拡大及びキャッシュフローの安定性向上を目的として、本投資法人のLTV(注17)水準及び1口当たり分配金等の投資主価値に留意しつつ検討を行った結果、新投資口を発行することとしたものです。

(注1) 「エネクスグループ」とは、伊藤忠エネクス株式会社(以下「伊藤忠エネクス」といいます。)並びにその子会社46社及び持分法適用会社20社(2022年3月31日現在)を総称していいます。

(注2) 「再生可能エネルギー発電設備等」とは、2022年8月29日に提出した有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ) 再生可能エネルギー発電設備・不動産等」に記載するa. からd. までに掲げる資産及びi. に掲げる資産(外国の法令に基づく当該a. からd. までに掲げる資産に限ります。)並びにこれらに付随又は関連する資産をいいます。なお、以下、本投資法人が投資・取得し運用するものとされる再生可能エネルギー発電設備等について言及する場合、「再生可能エネルギー発電設備等」には、本投資法人の運用資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等も含むものとします。なお、「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスをいい、再生可能エネルギー発電設備等のうち、太陽光をエネルギー源とするものに関しては「太陽光発電設備等」、風力をエネルギー源とするものに関しては「風力発電設備等」、水力をエネルギー源とするものに関しては「水力発電設備等」とそれぞれいいます。以下同じです。

ご注意: 本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



- (注3) 「グリーン適格ポートフォリオ」とは、その構成する各資産がいずれもグリーン適格の適格基準を充足するポートフォリオをいいます。「適格基準」とは、本グリーンファイナンス・フレームワークに定める以下の基準をいいます。かかる基準は、「適格クライテリア」又は「グリーン適格」と呼ばれることがあります。また、適格基準を満たす再生可能エネルギー発電設備等やそのプロジェクトを、「適格資産」、「適格プロジェクト」、「適格グリーンプロジェクト」又は「グリーン適格ポートフォリオ」等ということがあります。以下同じです。
- ・ 関係法令（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。））、電気事業法（昭和39年法律第170号。その後の改正を含みます。））その他の電気事業関連法規、建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。））、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。））その他建築関連法規及び自治体による指導要綱等並びに自主規制団体による自主規制等）が遵守されていること
 - ・ 所有権及び敷地等の権利関係が適切に取得されていること
 - ・ O&M業務（再生可能エネルギー発電設備等の保守管理等の業務をいいます。）の外部委託により、適切なメンテナンスを実施すること
 - ・ 対象設備の取得にあたり、紛争が生じていないこと
 - ・ 第三者評価レポートでの発電量予測等に基づき、発電設備の取得時点から将来における二酸化炭素削減効果が期待できること
- (注4) 「ライフサイクルCO2排出量」とは、発電に係る環境影響物質の排出量評価として、発電プラントの運用段階のCO2排出量のみならず、その建設や廃棄、さらには燃料の採掘・輸送・加工・廃棄物処理などの発電部門のサプライチェーンの全体、すなわち発電のライフサイクルを包含して評価した場合におけるCO2排出量をいいます。
- (注5) 「ESG投資」とは、投資という行動を通じて社会の持続可能性（サステナビリティ）を高めることに貢献しようとする社会的責任投資（サステイナブル（持続可能）、社会的責任、倫理、環境等の観点に基づく投資のほか、ESG要因（ESGの3つの分野に関連する要因をいいます。））を組み入れたあらゆる投資手法をいい、SRI（Socially Responsible Investment）とも呼ばれています。）の中で、非財務情報であるESG要因に関して評価の高い企業を選んで投資する手法をいいます。以下同じです。
- (注6) 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021年版」は、国際資本市場協会（以下「ICMA」といいます。）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されている、グリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。
- (注7) 「グリーンボンドガイドライン（Green Bond Guidelines）2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が策定・公表したガイドラインをいいます。
- (注8) 「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021年版」とは、ローン市場協会（LMA）及びアジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



- (注9) 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」とは、環境省が策定・公表したガイドラインで、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。なお、本フレームワークにおいてサステナビリティ・リンク・ローンは対象外です。
- (注10) 下記「<ご参考>8. グリーンファイナンス・フレームワークについて」をご参照ください。
- (注11) グリーンボンド原則等は随時改定されており、2020年11月10日時点の本グリーンファイナンス・フレームワークについては、当該時点における最新のグリーンボンド原則等に依拠しています。
- (注12) 株式会社日本格付研究所は、1985年に設立された格付機関であり、2017年よりグリーンファイナンス評価を提供しています。環境省よりグリーンボンド発行モデル事業の適合性確認業務を受託し、グリーンボンド発行支援者登録者（外部レビュー部門）（環境省が登録する、グリーンボンドの発行体に対して発行支援事業（外部レビューの付与、グリーンボンドコンサルティングの実施等）を行う者のうち、外部レビュー付与事業を行う部門をいいます。）にも登録されています。以下同じです。
- (注13) グリーンボンド原則において、外部レビューは、「セカンド・パーティ・オピニオン」、「検証」、「認証」、「格付」の4類型が示され、「セカンド・パーティ・オピニオン」とは専門性を有する第三者機関がグリーンボンド原則等との適合性に関する意見を表明すること、「検証」とは外部評価機関が環境基準等に関連する一定の基準（発行体が作成した内部基準も含みます。）との適合性を保証又は証明すること、「認証」とは認定された第三者機関等が一般的に認知された外部のグリーン性評価基準への適合性を確認し認証を付与すること、「格付」とは専門性を有する調査機関や格付機関等の第三者機関が確立された格付手法を基に評価又は査定すること、をそれぞれいうものとされています。なお、第三者評価の詳細については、第三者評価機関のウェブサイトをご参照ください。
JCRのウェブサイト：<https://www.jcr.co.jp/>
- (注14) JCRによる当該評価は、本グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCRの定義するグリーンプロジェクトへの適合性並びに資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取組みの程度に関する、JCRの現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別証券、個別債券又は個別借入等の資金使途の具体的な環境改善効果並びに管理・運営体制及び透明性評価等を行うものではありません。JCRによる当該評価はあくまで本グリーンファイナンス・フレームワークに対する評価に過ぎず、本投資法人の投資口に付された評価ではありません。本グリーンファイナンス・フレームワークに基づく個別証券、個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCRによる当該評価は、本グリーンファイナンス・フレームワークに基づき実施された個別証券、個別債券又は個別借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。JCRによる当該評価は、本グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、本投資法人又は本投資法人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認したものに過ぎず、原則としてこれを直接測定したものではありません。JCRによる当該評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



(注15) JCRの評価において、「上記原則・ガイドラインは負債性商品を対象としており、投資証券については、直接上記原則・ガイドラインを適用できないため、参照する形で評価を行う」旨が記載されています。したがって、本投資口に関する本フレームワークの評価については、特定の原則・ガイドラインに基づくものではなく、あくまでそれらを参照して評価されたものに過ぎません。

(注16) JCRの評価において、「今回のレビューは、2023年2月に高崎の太陽光発電設備及び胎内の風力発電設備を追加で取得すること及び本フレームワークの一部修正を受けて行うものである。本投資法人が当初定めたグリーンファイナンス・フレームワークでは、調達手法にエクイティである投資証券が含まれている。投資証券が、いわゆるグリーンエクイティであるためには、営まれている事業すべてがグリーン性を有していることが必要とJCRでは考えており、今回の太陽光及び風力発電設備の追加取得によっても、投資証券におけるグリーン性が維持され、変化していないかどうかを中心に確認した。その結果、追加する高崎の太陽光発電設備及び胎内の風力発電設備は既に運転開始済であり、本投資法人による取得後も、CO2排出削減という環境改善効果を維持することから、環境に対する負の影響を与えるリスクは小さく、グリーン性が維持されることを確認した」旨が記載されています。

(注17) 「LTV」とは、本投資法人の資産総額のうち有利子負債総額の占める割合をいいます。

2. 公募による新投資口発行（一般募集）

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 募集投資口数 | 63,000口 |
| (2) 払込金額
（発行価額） | 未定
2023年2月6日（月）から2023年2月8日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に開催する本投資法人役員会において決定します。 |
| (3) 払込金額
（発行価額）の総額 | 未定 |
| (4) 発行価格
（募集価格） | 未定
日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。 |
| (5) 発行価格
（募集価格）の総額 | 未定 |
| (6) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称します。）並びに株式会社SBI証券及び岡三証券株式会社（以下、共同主幹事会社と併せて「引受人」といいます。）に一般募集分の全投資口を買取引受けさせます。 |
| (7) 引受契約の内容 | 引受人は、下記(11)記載の払込期日に一般募集における払込金額（発行価額）の総額と同額を本投資法人に払い込み、一般募集における発行価格（募集価格）の総額と払込金額（発行価額）の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支 |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただき、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



- 払いません。
- (8) 需要状況等の把握期間 2023年2月2日（木）から発行価格等決定日まで
(ブックビルディング期間)
- (9) 申込単位 1口以上1口単位
- (10) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで
- (11) 払込期日 2023年2月10日（金）から2023年2月14日（火）までの間のいずれかの日。
但し、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。
- (12) 受渡期日 上記(11)に記載の払込期日の翌営業日とする。
- (13) 払込金額（発行価額）、発行価格（募集価格）、その他この公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (15) 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の投資主かつ管理会社である資産運用会社の親会社である伊藤忠エネクス（以下、「指定先」ということがあります。）に対し、一般募集における本投資口のうち、1,500口を販売する予定です。
3. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記「<ご参考>1. オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。）
- (1) 売出投資口数 3,150口
上記売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数の上限を示したものです。上記売出投資口数は、一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定
発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。なお、売出価格は、一般募集の発行価格（募集価格）と同一とします。
- (4) 売出価額の総額 未定
- (5) 売出方法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が伊藤忠エネクスから3,150口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出しを行います。
- (6) 申込単位 1口以上1口単位
- (7) 申込期間 一般募集の申込期間と同一とします。
- (8) 受渡期日 一般募集の受渡期日と同一とします。
- (9) 売出価格その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



4. 第三者割当による新投資口発行（下記「<ご参考>1. オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。）
- (1) 募集投資口数 3,150口
 - (2) 払込金額 未定
（発行価額） 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。なお、払込金額（発行価額）は、一般募集の払込金額（発行価額）と同一とします。
 - (3) 払込金額 未定
（発行価額）の総額
 - (4) 割当先及び 割当投資口数 みずほ証券株式会社 3,150口
 - (5) 申込単位 1口以上1口単位
 - (6) 申込期間 2023年3月14日（火）
（申込期日）
 - (7) 払込期日 2023年3月15日（水）
 - (8) 上記（6）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。
 - (9) 払込金額（発行価額）その他本第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定します。
 - (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、伊藤忠エネクスから3,150口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、3,150口を予定していますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるため、本投資法人は2023年1月26日（木）開催の本投資法人の役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする本投資口3,150口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）を、2023年3月15日（水）を払込期日として行うことを決議しています。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2023年3月10日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただき、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行投資口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出投資口数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による伊藤忠エネクスからの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、上記の取引に関して、みずほ証券株式会社は野村證券株式会社と協議の上、これらを行います。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	349,075口
公募による新投資口発行による増加投資口数	63,000口
公募による新投資口発行後の発行済投資口の総口数	412,075口
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	3,150口 (注)
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	415,225口 (注)

(注) 本第三者割当の発行投資口数の全口数に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

5,710,000,000円（上限）

(注) 一般募集における手取金5,439,000,000円及び本第三者割当の手取金上限271,000,000円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は2023年1月16日（月）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金5,439,000,000円については、本投資法人が策定した本グリーンファイナンス・フレームワークの適格基準を満たす、本日付で公表の「国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の本投資法人が2023年2月13日付で取得予定の特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。なお、一般募集と同日付をもって決議された本第三者割当による新投資口発行の手取金上限271,000,000円については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の一部返済、本投資法人が策定した本グリーンファイナンス・フレームワークの適格基準を満たす将来の新たな特定資産の取得資金又は運転資金の全部又は一部に充当する予定です。

(注) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



4. 配分先の指定

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、指定先の伊藤忠エネクスに対し、一般募集における本投資口のうち、1,500口を販売する予定です。

5. 今後の見通し

2023年5月期（第7期）（2022年12月1日～2023年5月31日）及び2023年11月期（第8期）（2023年6月1日～2023年11月30日）の運用状況の予想については、本日付で公表の「2023年5月期（第7期）及び2023年11月期（第8期）の運用状況及び分配金の予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

6. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況（注1）（注2）

	2021年11月期 （第4期）	2022年5月期 （第5期）	2022年11月期 （第6期）
1口当たり当期純利益（注3）	2,568円	2,450円	1,859円
1口当たり分配金 （利益超過分配金を含む）	6,000円	3,030円	3,000円
実績配当性向（注4）（注5）	100.0%	72.1%	100.1%
1口当たり純資産額	86,263円	82,042円	81,542円

（注1） 本投資法人は、本投資法人の決算期を第5期営業期間（2021年12月1日～2022年5月31日）より毎年11月末日から毎年5月末日及び11月末日としています。

（注2） 第6期営業期間（2022年6月1日～2022年11月30日）の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく会計監査人の監査は終了していません。

（注3） 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数による加重平均投資口数で除することにより算出しています。なお、1円未満を切り捨てて記載しています。

（注4） 実績配当性向＝分配金総額（利益超過分配金は含みません）÷当期純利益×100

（注5） 一時差異等調整引当額による利益超過分配金を含めて算出した場合、実績配当性向は、第4期営業期間（2020年12月1日～2021年11月30日）は103.2%、第5期営業期間（2021年12月1日～2022年5月31日）は100.9%、第6期営業期間（2022年6月1日～2022年11月30日）は106.8%となります。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



(2) 最近の投資口価格の状況

①最近3営業期間の状況

	2021年11月期 (第4期)	2022年5月期 (第5期)	2022年11月期 (第6期)
始 値	90,200円	88,000円	91,300円
高 値	99,600円	93,200円	96,900円
安 値	87,600円	87,300円	91,000円
終 値	88,000円	91,400円	94,500円

(注) 本投資法人は、本投資法人の決算期を2022年5月期 (第5期) より毎年11月末日から毎年5月末日及び11月末日としています。

②最近6か月間の状況

	2022年 8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月
始 値	92,900円	92,900円	95,100円	96,900円	94,400円	92,100円
高 値	93,000円	95,300円	96,900円	96,900円	94,500円	93,200円
安 値	91,900円	92,800円	95,000円	94,000円	91,300円	91,900円
終 値	92,800円	95,000円	96,800円	94,500円	92,100円	92,400円

(注) 2023年1月の投資口価格については、2023年1月25日 (水) 現在で表示しています。

③発行決議日の前営業日における投資口価格

	2023年1月25日
始 値	92,500円
高 値	92,600円
安 値	92,400円
終 値	92,400円

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資

発行期日	2020年12月1日
調達資金の額	20,645,660,000円
払込金額 (発行価額)	84,268円
募集時における発行済投資口の総口数	91,825口
当該募集による発行投資口数	245,000口
募集後における発行済投資口の総口数	336,825口
発行時における当初資金使途	特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2020年12月
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

② 第三者割当増資

発行期日	2020年12月23日
調達資金の額	1,032,283,000円
払込金額 (発行価額)	84,268円
募集時における発行済投資口の総口数	336,825口

ご注意: 本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



当該募集による発行投資口数	12,250口
募集後における発行済投資口の総口数	349,075口
割当先	SMB C日興証券株式会社
発行時における当初資金使途	借入金の一部返済、将来の特定資産の取得資金又は運転資金の全部又は一部に充当
発行時における支出予定時期	2020年12月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

7. 売却・追加発行等の制限

- (1) 一般募集に関し、指定先に対し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から当該募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴うみずほ証券株式会社への本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨を約するよう要請する予定です。
上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有する予定です。
- (2) 一般募集に関し、三井住友信託銀行株式会社は、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から当該募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等を行わない旨を合意します。
上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。
- (3) 一般募集に関し、株式会社マーキュリアホールディングスは、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から当該募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等を行わない旨を合意します。
上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。
- (4) 一般募集に関し、マイオーラ・アセットマネジメントPTE. LTD. (Maiora Asset Management Pte. Ltd.) は、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から当該募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却等を行わない旨を合意します。
上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。
- (5) 一般募集に関し、本投資法人は、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から当該募集の受渡期日以降90日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等（ただし、一般募集、本第三者割当及び投資口の分割による本投資口の発行等を除きます。）を行わない旨を合意します。
上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



8. グリーンファイナンス・フレームワークについて

本グリーンファイナンス・フレームワークの概要は以下のとおりです。

<調達資金の使途>

本投資法人が本グリーンファイナンス・フレームワークに基づき、投資口、借入れ及び債券にて調達する資金は、本資産運用会社の委託業務管理規定に定める一般的な選定基準を充足し、第三者である専門家の調査を経た太陽光、風力及び水力発電設備等の取得資金、第三者評価レポートでの発電量予測等に基づき将来における二酸化炭素削減効果が期待できる太陽光、風力及び水力発電設備等のリファイナンス資金、及び組み入れ物件の改修資金等に充当します。

<プロジェクトの評価及び選定プロセス>

対象資産の取得及び譲渡については、本資産運用会社のインフラ・ファンド運用部が起案し、コンプライアンス・オフィサーの事前確認及び承認、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議及び決議並びに投資委員会の審議及び決議を経て、取締役会において審議及び決議されることにより、実行されます。利害関係者間取引（注）に該当する場合には、取締役会の決議後、本投資法人の役員会において審議及び承認されることにより、実行されます。

（注） 本資産運用会社の「利害関係人者取引規則」に定める利害関係者との取引をいいます。

<調達資金の管理>

調達資金は調達時に選定された個別のプロジェクト等に全額紐付けられています。投資口、借入れ及び債券により調達した資金を充当した資産の管理は、グリーン適格ポートフォリオとして全体で行い、充当額及び未充当資金の額を追跡可能な形で管理します。調達資金の充当状況については、ICMAのグリーンボンド原則等に則り、調達資金全額を充当するまでの間、半年に1度有価証券報告書等にて投資家又は貸付人に開示の予定です。

<レポートニング>

調達資金の充当状況及び環境改善効果を示すインパクト・レポートニングは、本投資法人が定めた内容について、ICMAのグリーンボンド原則等に則り、調達資金の残高が存在する限り、有価証券報告書等又は当社ウェブサイト上にて、決算期毎に開示する予定です。

【調達資金の充当状況】

- ・債券、長期借入金については、調達された資金は調達後速やかに全額を充当予定であることを債券内容説明書、貸付基本合意書の中で開示する予定です。
- ・投資口については、調達された資金は調達後速やかに大半を充当予定であることを有価証券届出書の証券情報の中で開示する予定です。
- ・なお、未充当資金が発生した際には、投資法人規約に基づき流動性・安全性の高い普通預金等で資金管理し、本投資法人の投資方針に基づき、将来の資金充当対象プロジェクトに類する資産の取得資金や運転資金等に充当する予定です。

【インパクト・レポートニング（注）】

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



- ① 適格プロジェクト (=保有プロジェクト) の一覧
 - ② 適格プロジェクトによって削減された CO2 排出量 (出力規格に基づく理論値)
 - ③ 適格プロジェクトによって発電された発電量 (出力規格に基づく理論値)
- (注) インパクト・レポーティングとは、環境改善効果に関するレポーティングのことをいいます。

以上

*本投資法人のホームページアドレス：<https://enexinfra.com>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。